	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	１個につき	16円
		根巻き付き	１個につき	11円
		根巻き無し	１個につき	５円
	ループ止め	２センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき	９円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき	５円
	糸くず取り	上衣	１枚につき	25円
		ズボン	１本につき	11円
	かんぬき止め	ズボン８か所	１本につき	25円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき	６円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき	９円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき	13円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	１個につき	16円
		根巻き付き	１個につき	11円
		根巻き無し	１個につき	５円
	かぎホック付け	花芯	１組につき	17円
	スナップ付け	花芯	１組につき	21円
	糸ループ付け	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき	７円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき	５円
	糸くず取り	上衣	１枚につき	22円
		スカート	１枚につき	15円
	肩パット付け		１組につき	21円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		１個につき	５円
	かぎホック付け	花芯	１組につき	17円
	スナップ付け	花芯	１組につき	21円
	糸ループ付け	２センチメートル以上３センチメートル以下	１か所につき	５円
	糸くず取り		１枚につき	16円

4　効力発生の日　平成23年３月24日

公　告

記事

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１号

栃木県大田原市若松町１番41号
債務者　手塚　　馨
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月14日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２号

栃木県大田原市若松町１番41号
債務者　手塚トキ子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月14日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１６６号

横浜市青葉区千草台12番地４　ヒルハイツ藤が丘壱番館210号室
債務者　塩田　兼与
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関785番地６
債務者　田原　　斉
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１１１８号

熊本市琴平１丁目２番39号
債務者　金子　　学
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２７号

青森市中央４丁目15番２号　三和荘203号
債務者　齋藤　惠一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係